施策事例 6オ　その他　その他

学校給食費補助金交付事業

施策のポイント

本施策は、子育て支援策のひとつとして、町内の小・中学校児童生徒の給食費を無料化するものであり、これは茨城県内では初めてで全国的にも珍しい事例といえる。

自治体情報　茨城県大子町

人口／20,865人　標準財政規模／6,067,070千円

担当課	学校教育課
電話番号	直通 0295-79-0170
実施主体	大子町
関連ホームページ	http://www.town.daigo.ibaraki.jp/
事業期間	平成21年度から
参考とした施策	
関係施策分類	

施策の概要

1 取組に至る背景・目的

新たな子育て支援として、小・中学校の児童生徒の学校給食費を平成21年10月から無料化とした。

大子町独自の子育て支援策として実施している「妊婦健診の全額無料化、子育て中の世帯に対する町営住宅使用料の軽減、子どもの人数に応じて家賃を軽減する子育て支援住宅の整備」に加え、子育て世帯の経済的負担を軽減することで少子化対策や若い世代が移住することにつながることを期待してのものである。

この施策については、平成21年度当初に町職員を構成員とする「大子町子育て支援プロジェクトチーム」を設置し、子育て支援につながる施策について検討してきた中で、中間報告として提言されたものである。

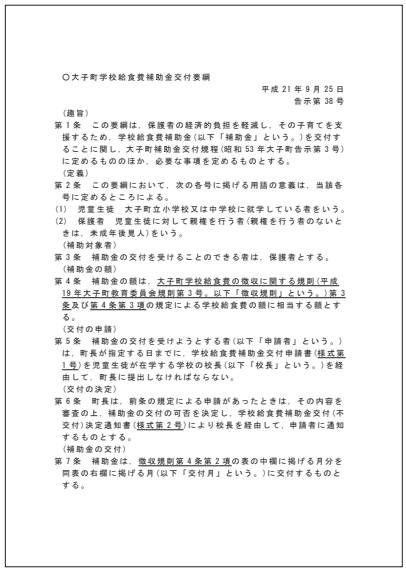

○大子町学校給食費補助金交付要綱

平成21年9月25日
告示第38号

（趣旨）
第1条　この要綱は，保護者の経済的負担を軽減し，その子育てを支援するため，学校給食費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し，大子町補助金交付規程（昭和53年大子町告示第3号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第2条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。
(1)　児童生徒　大子町立小学校又は中学校に就学している者をいう。
(2)　保護者　児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは，未成年後見人）をいう。
（補助対象者）
第3条　補助金の交付を受けることのできる者は，保護者とする。
（補助金の額）
第4条　補助金の額は，大子町学校給食費の徴収に関する規則（平成19年大子町教育委員会規則第3号。以下「徴収規則」という。）第3条及び第4条第3項の規定による学校給食費の額に相当する額とする。
（交付の申請）
第5条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，町長が指定する日までに，学校給食費補助金交付申請書（様式第1号）を児童生徒が在学する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して，町長に提出しなければならない。
（交付の決定）
第6条　町長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査の上，補助金の交付の可否を決定し，学校給食費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により校長を経由して，申請者に通知するものとする。
（補助金の交付）
第7条　補助金は，徴収規則第4条第2項の表の中欄に掲げる月分を同表の右欄に掲げる月（以下「交付月」という。）に交付するものとする。

2 取り組みの具体的内容

平成21年10月から小・中学校の児童生徒を対象に保護者からの補助金申請に基づき、町が保護者へ補助金として支給することを基本とするが、保護者から学校長へ委任状を提出することにより、委任を受けた学校長が補助金を受領するシステムである。

補助金は、年3回に分けて支出し、学校長の口座に振込をする。学校長が受領した補助金は、本来保護者が負担すべき給食費に充てなければならない町の規定により、学校長が町に納付する仕組みである。

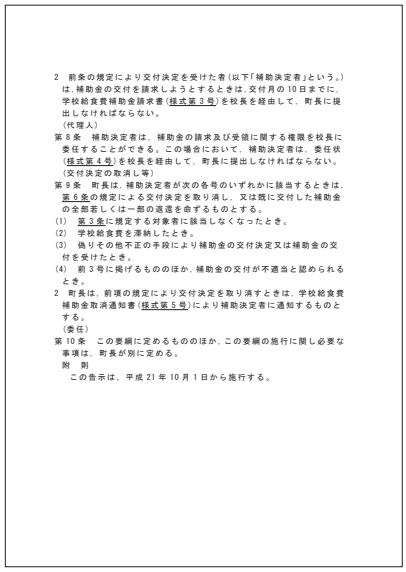

2　前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は，補助金の交付を請求しようとするときは，交付月の10日までに，学校給食費補助金請求書（様式第3号）を校長を経由して，町長に提出しなければならない。
（代理人）
第8条　補助決定者は，補助金の請求及び受領に関する権限を校長に委任することができる。この場合において，補助決定者は，委任状（様式第4号）を校長を経由して，町長に提出しなければならない。
（交付決定の取消し等）
第9条　町長は，補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは，第6条の規定による交付決定を取り消し，又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。
(1)　第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
(2)　学校給食費を滞納したとき。
(3)　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
(4)　前3号に掲げるもののほか，補助金の交付が不適当と認められるとき。
2　町長は，前項の規定により交付決定を取り消すときは，学校給食費補助金取消通知書（様式第5号）により補助決定者に通知するものとする。
（委任）
第10条　この要綱に定めるもののほか，この要綱の施行に関し必要な事項は，町長が別に定める。
附　則
この告示は，平成21年10月1日から施行する。

3 施策の開始前に想定した効果、数値目標など

子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、子育て世代の町外への流出を防ぐとともに、町外からの転入に結び付くことを想定している。

4 現在までの実績・成果

平成 21 年 10 月から施行された給食費無料化策は、始まったばかりであり、少子化対策の効果が表れるにはまだまだ時間を要するものである。

上記プロジェクトチームが子育て世代の義務教育期間中に要する費用に関する分析では、一人当たり平均で 110 万円を超える額となり、子育て中の保護者からは歓迎されている。

5 導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など

本施策は、町長の政治信条である「子育て支援は究極の高齢者福祉・長期的な地域社会づくり」ということに基づき提案されたものであるが、給食費の無料化を図る予算措置に関する議会での審議では、財源問題、給食費の負担原則などの面から、賛否両論の発言があったことは事実である。

6 今後の展開と課題

全国的な傾向である少子化に歯止めをかけ、若者の定住をいかに促進するかが大きな課題である。

給食費無料化策は、こうした課題に対する施策のひとつであり、現在町が取り組んでいる子育て支援施策を効果的に情報発信することにより一人でも多くの若者定住促進を図るものである。

予　算　関　連　デ　ー　タ

総額 ①～⑤の計		財源内訳（財源区分：①～⑤）				
		①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
58,597 千円		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	58,597 千円
①～④の名称、所管など	名称					
	所管					
	金額					
	補助率					

提供可能資料：学校給食費補助金交付要綱